

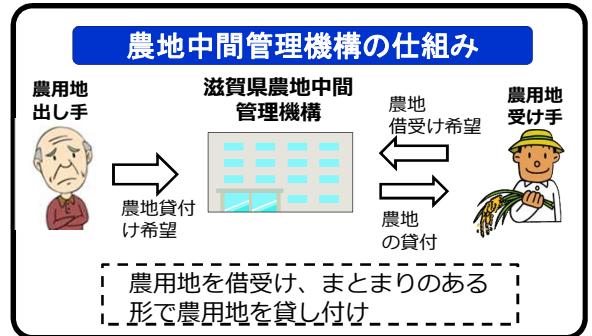
～令和3年度に機構集積協力金の交付申請を予定されている方へ～

# 令和3年度の機構集積協力金の交付対象、交付要件 および交付単価ならびに配分基準について

## 1 令和3年度の交付要件および交付単価等

機構集積協力金の「交付要件」および「交付単価」は国が全国一律で定めます。

県は、「配分基準」により、協力金の種類、交付要件を満たす地域および農地所有者ごとに配分における優先順位を定め、**優先順位の高い協力金、地域等から順に、予算の範囲内で協力金を交付します。**



従いまして、令和3年度の機構集積協力金の**交付要件を満たした地域または農地所有者であっても、配分基準に基づく優先順位が低い場合は、協力金の交付を受けることができない可能性があります。**

## 2 経営転換協力金

### (1) 交付対象者

- 以下のいずれかに該当する農地所有者(個人または法人)
- ア 農業部門の減少により経営転換する農業者
  - イ リタイアする農業者
  - ウ 農地の相続人で農業経営を行わない者

**対象者**  
経営部門数を減少する農業者  
またはリタイアする農業者等

### (2) 交付要件

滋賀県農地中間管理機構(以下、「機構」という。)に対し、**全ての自作地(※1)を10年以上貸し付けることが必要です。**

ただし、以下の自作地を除きます。

- ア 農業振興地域外の自作地
- イ 農業振興地域内の10a未満(畦畔を除いた面積とします。)の自作地
- ウ 機構が借り受けなかった自作地および機構に貸し付けたものの返還された農地
- エ 減少した農業部門の作物以外の作物を栽培する自作地(農業部門の減少により経営転換する農業者の場合のみ適用)

**注: 交付要件および交付単価は、国の実施要綱において、より詳細に規定されています。詳しくはお近くの市町農政担当課または県農業農村振興事務所へお問い合わせください。**

### (3) 交付対象農地および交付単価

**令和3年1月以降に機構に貸し付けられた農地であって、令和3年12月末までに市町に対し交付申請があった農地面積**(畦畔面積を含みます。)に応じ、以下の金額を交付します。

ただし、遊休農地については、機構が借り受けた場合であっても交付対象農地面積には算入しません。

交付単価	上限額
1.5万円/10a	50万円/1戸

### 注意

令和4年度から、交付単価および上限額が引き下げられるとともに、地域集積協力金と一体的に取り組む場合のみが交付対象となります。

**今年度の要件の適用を受けるには、原則、農地中間管理機構の「前期定期募集 受付締め切り6月末」への申請が必要です。**

### 3 地域集積協力金

対象地域

機構にまとまった  
農地を貸し付ける  
地域



#### 交付対象地域

以下の要件を満たす「地域」が交付対象地域となります。

- ア 同一市町内の一定区域であり、全域が同一の人・農地プランのエリアに含まれていること(区域の外縁が明確である場合に限りませう。)
- イ 農業集落、大字または学校区等、人・農地プランの作成・実行のための実質上の話合いの単位となっているもの。
- ウ 「人・農地プラン」が実質化されていること(令和3年度に限り、実質化に向けた工程表を公表した地区も含む。)

**注: 交付対象地域および交付単価は、国の実施要綱において、より詳細に規定されています。詳しくはお近くの市町農政担当課または県農業農村振興事務所へお問い合わせください。**

### 【集積タイプ】 担い手への農地集積等に取り組む地域を支援します。

#### (1) 交付要件

- ・ **交付対象面積の10%以上が新たに担い手に集積される(※2)こと**
- ・ 担い手が不足する地域であって、新規就農者を受入れ、目標達成計画を作成し、令和5年度までに上記要件の達成に取り組む場合は、交付対象面積の5%以上が新たに担い手に集積されること。(注意:令和6年度においても交付要件を満たさなかった場合は協力金の返還が必要です。)

#### (2) 交付対象農地および交付単価

アの「機構の活用率」に応じて定められるイの交付単価に、ウの「交付対象面積」を乗じた額を交付します。

$$\text{ア 機構の活用率} = \frac{\text{令和3年3月から令和4年2月末までに機構に貸し付けられた農地面積} \quad \text{— 再貸付面積}}{\text{「地域」の農地面積} \quad \text{— 令和3年2月末までに機構に貸し付けられた農地面積}}$$

#### イ 交付単価

	機構の活用率		交付単価
	一般地域	中山間地域	
区分1	20%超40%以下	4%超15%以下	1.0万円/10a
区分2	40%超70%以下	15%超30%以下	1.6万円/10a
区分3	70%超	30%超50%以下	2.2万円/10a
区分4		50%超	2.8万円/10a

注:一般地域における2回目以降の申請の場合は、区分の20%超を10%超とします。

$$\text{ウ 交付対象面積} = \frac{\text{令和3年3月から令和4年2月末までに機構に貸し付けられた農地面積} \quad \text{— 再貸付面積}}{\text{— 貸付期間6年未満の農地面積}}$$

担い手同士の農地交換等により、  
**【集約化タイプ】** 担い手への農地集約化に取り組む地域を支援します。

**(1) 交付要件**

次のいずれかを満たすこと

- ・ 地域の農地面積に占める担い手の1ha以上(中山間地および樹園地については0.5ha以上)のまとまりのある団地面積の割合が令和5年度までに20パーセントポイント以上増加すること
- ・ 既に担い手の1ha以上の団地面積の割合が40%以上の地域においては、担い手の1団地当たりの平均農地面積が令和5年度までに1.5倍以上となること

注意: 令和6年2月末時点における交付対象面積が、交付額算定時の交付対象面積に満たない場合は、交付された協力金の差額の返還が必要です。また、令和6年度においても交付要件を満たさなかった場合は、協力金の返還が必要です。

**(2) 交付対象農地および交付単価**

アの「機構の活用率」に応じて定められるイの交付単価に、ウの「交付対象面積」を乗じた額を交付します。

令和4年2月末時点で機構に貸し付けられている農地の総面積(再貸付面積含む)

ア 機構の活用率(累積) = 
$$\frac{\text{令和4年2月末時点で機構に貸し付けられている農地の総面積(再貸付面積含む)}}{\text{「地域」の農地面積}}$$

イ 交付単価

	機構の活用率(累積)	交付単価
区分1	40%超70%以下	0.5万円/10a
区分2	70%超	1.0万円/10a

ウ 交付対象面積 = 
$$\frac{\text{原則、機構への貸付期間が6年以上の農地で、令和3年3月から令和6年2月末までに機構から転貸された農地面積}}{\text{}}$$

注: 過去に集約化タイプの交付を受けた農地は対象外とします。

**※今年度から、同一年度内で「集積タイプ」と「集約化タイプ」の重複交付が可能となりました。**

**【用語説明】**

**※1 自作地**

交付対象者または交付対象者の世帯員等が機構に貸し付けた1年前の時点から、所有権に基づき自らが継続して耕作または適正な管理を行っていた農地をいいます。

**【用語説明】**

**※2 新たに担い手に集積される**

機構に貸し付けられた日の前年度の3月末時点から機構へ貸し付けられるまでの間継続して担い手以外の経営体が所有権や賃借権等に基づき耕作していた農地が、機構を介して担い手に貸付けまたは特定農作業委託されることをいいます。

**【用語説明】**

**※3 中山間地域**

中山間地農業ルネッサンス事業の地域別農業振興計画に位置付けられている地域であって、農林統計上用いられている地域区分が中間農業地域と山間農業地域に該当する地域をいいます。

## 4 令和3年度の配分基準

### (1) 配分基準策定の考え方

機構集積協力金交付事業は、国から県に配分された予算の範囲内で実施するものであることを踏まえつつ、機構を活用した担い手への農地集積・集約化の加速化に資する観点から定めています。

### (2) 機構集積協力金の交付を優先する協力金の種類、地域および農地所有者

以下の表に基づき、協力金の種類や、交付要件を満たす地域または農地所有者ごとに配分における優先順位を定め **優先順位の高い協力金、地域等から順に、予算の範囲内で協力金を交付します。**

優先順位	協力金の種類	交付要件を満たす地域		同一順位内において協力金の交付を優先する地域または農地所有者	
1位	地域集積タイプ 【集積協力金】	中山間地農業ルネッサンス事業実施地域		中山間地域における、「機構の活用率」が高い地域	
2位		上記以外の地域		「機構の活用率」が高い地域	
3位	地域集積タイプ 【集約化タイプ】	集約化タイプ単独	中山間地農業ルネッサンス事業実施地域	中山間地域における、「機構の活用率(累積)」が高い地域	
4位		集約化タイプ単独	上記以外の地域	「機構の活用率(累積)」が高い地域	
5位		集積タイプ併用	集積タイプ併用	中山間地農業ルネッサンス事業実施地域	中山間地域における、「機構の活用率(累積)」が高い地域
6位			集積タイプ併用	上記以外の地域	「機構の活用率(累積)」が高い地域
7位	経営転換協力金			国実施要綱別記2-1第5の4の(1)のAに規定する「新たに担い手に集積される」農地面積が大きい農地所有者(「新たに担い手に集積される」農地面積が0の場合は交付対象農地面積が大きい農地所有者)	